

広島県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市河内町入野字竹本前四九七二番一地从先から 東広島市河内町入野字梶田五〇一八番二地先まで		八・八〇〇 四一・〇〇〇	一〇・二二〇 〇・二二一・七	一九二・一〇〇	一部拡幅 一部幅員減少